

株式交付に係る事後開示書面

(会社法第 816 条の 10 第 1 項及び会社法施行規則第 213 条の 9 に基づく開示事項)

2022 年 9 月 30 日

O a k キャピタル株式会社

2022年9月30日

株式交付に係る事後開示書面

東京都港区赤坂八丁目10番24号
Oakキャピタル株式会社
代表取締役 稲葉秀二(会社代表印)

当社は、2022年7月19日付で作成した株式交付計画書に基づき、2022年9月30日を効力発生日として、当社を株式交付親会社、株式会社ユニヴァ・フュージョン（以下「ユニヴァ・フュージョン」といいます。）を株式交付子会社とする株式交付（以下「本株式交付」といいます。）を行いました。

本株式交付に関し、会社法第816条の10第1項及び会社法施行規則第213条の9に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 株式交付が効力を生じた日（会社法施行規則第213条の9第1号）

2022年9月30日

2. 株式交付親会社に関する事項（会社法施行規則第213条の9第2号）

(1) 会社法第816条の5の規定による請求に係る手続の経過

当社の株主より、会社法第816条の5の規定に基づく本株式交付をやめることの請求はありませんでした。

(2) 会社法第816条の6の規定による手続の経過

当社の株主より、会社法第816条の6の規定に基づく株式の買取請求はありませんでした。

(3) 会社法第816条の8の規定による手続の経過

該当事項はありません。

3. 株式交付に際して株式交付親会社が譲り受けた株式交付子会社の株式の数（会社法施行規則第 213 条の 9 第 3 号）

本株式交付に際して当社が譲り受けたユニヴァ・フュージョンの株式の数は204株です。

4. 株式交付に際して株式交付親会社が譲り受けた株式交付子会社の新株予約権の数（会社法施行規則第 213 条の 9 第 4 号）

該当事項はありません。

5. その他株式交付に関する重要な事項（会社法施行規則第 213 条の 9 第 6 号）

- (1) 当社は、2022 年 8 月 29 日付の臨時株主総会における承認を得て本株式交付を行いました。

- (2) 当社は、株式交付子会社であるユニヴァ・フュージョンの株式の譲渡人との間で、本株式交付に関して、2022 年 9 月 29 日付で、会社法第 774 条の 6 に定める総数譲渡契約を締結いたしました。

- (3) 当社は、本株式交付に際して、ユニヴァ・フュージョンの株式の譲渡人に対して、その譲渡するユニヴァ・フュージョンの株式 1 株につき、当社の株式 64,414.10 株を割当交付しました。なお、当社が割当交付した当社の株式の総数は 13,140,476 株です。

- (4) 本株式交付により増加する当社の資本金及び準備金の額は以下のとおりです。

| | |
|---------|------------------------------|
| 資本金の額 | 会社計算規則第 39 条の 2 に従い当社が別途定める額 |
| 資本準備金の額 | 会社計算規則第 39 条の 2 に従い当社が別途定める額 |
| 利益準備金の額 | 金 0 円 |

以 上